

議員提出議案第13号

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費への対応を始めとする財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いています。

こうした中、基礎自治体である市町村が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠です。

また、圏域における中枢都市として先駆的・先導的な役割を果たす指定都市にあっては、特に生活環境や都市機能の整備・充実が求められており、その財政需要に対応するための財源確保が切実な問題となっています。

よって、国においては、地方財政が持続的に機能していくための基盤を構築し、自主性と自立性に基づいた安定的な行政サービスの提供が可能となるよう、下記事項を実現されることを強く求めます。

記

1 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に地方公共団体の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 地方財源不足の解消については、臨時財政対策債の発行等の臨時的・特例的な措置によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済の活性化は喫緊の課題であることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 平成25年度における地方公務員給与の引下げを前提とした地方交付税の削減などといった、地方公共団体の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いないこと。

2 地方税源の充実確保等について

地方公共団体が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、まずは、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。

その際、安定的な税収が見込まれる地方税体系を構築し、行政の計画的な運営に資するものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年10月22日提出

提出者	さいたま市議会議員	鶴	崎	敏	康
	同	高	野	秀	樹
	同	高	橋	勝	頼
	同	山	崎		章
	同	細	沼	武	彦
賛成者	さいたま市議会議員	新	藤	信	夫
	同	高	柳	俊	哉
	同	小森谷			優
	同	加	川	義	光
	同	土	井	裕	之